

高速バス通学支援事業の見直しについて

企画政策部

1 趣旨

高速バス定期券を利用して県外の大学等へ通学する方に対し、補助金を交付する高速バス通学支援事業については、令和2年度の事業開始以降、補助件数が増加傾向にあり、多くの学生が当該支援事業を利用し通学している。

一方で、長期休暇等の非通学期間（約5か月）があることから、補助金の平均交付月数（令和6年度実績 約8か月）は年間を通じて12か月に満たない状況であり、また物価高騰などの社会情勢の変化に伴い、事務事業の再点検や一層の効率的かつ効果的な運用が求められている。

こうした状況を踏まえ、引き続き学生への支援を継続し、若者の転出抑制や郷土愛の醸成を通じた定住促進を図るため、補助金の交付状況等を踏まえた事業の見直しを行う。

2 現行の事業概要

(1) 補助対象者

県外の大学等に高速バス定期券を利用して通学する18歳以上30歳未満の市民

(2) 補助金の額

定期券購入額×1/2と20,000円×購入月数のうち少ない額

(最大20,000円×12か月=240,000円)

(3) 補助実績（事業開始：令和2年9月1日）

令和2年度 10人 令和3年度 40人 令和4年度 63人

令和5年度 86人 令和6年度 109人 令和7年度 115人（見込）

3 見直しの内容

補助上限の変更

補助金の算定基礎となる定期券の通用期間について、夏季及び春季の長期休暇などの非通学期間を踏まえ、6か月を上限とする。

(最大20,000円×6か月=120,000円)

4 今後のスケジュール（予定）

令和8年 1月 市ホームページ等による周知

3月 利用希望者への事前申請案内

4月 見直し後の事業開始